○財務省令第八号

予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百四十三条の規定に基づき、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づく森林環境税に係る徴収金の納付手続の特例に関する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

財務大臣　鈴木　俊一

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づく森林環境税に係る徴収金の納付手続の特例に関する省令

歳入徴収官及び歳入徴収官代理は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）第八条第二項又は第三項の規定により森林環境税に係る徴収金として払い込まれた額又は徴収した額を都道府県が国に払い込む場合は、別紙書式の納付書により納付させるものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

別紙書式

第一片

納付書・領収証書

国庫金　森林環境税

令和　年度　内閣府、総務省及び財務省所管

交付税及び譲与税配付金特別会計（番　号）

（取扱庁名（番　号））

区分	金額											
	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
納付額 ①												
還付額 ②												
還付金等返納額 ③												
前月調整後不足額 ④												
払込額・不足額 ⑤（①−②+③−④）												
納付金額												

（住所）

（氏名）

殿

上記金額を領収しました。

（領収日付等）

納付目的　森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第８条第２項及び第３項に基づく森林環境税に係る徴収金払込金

納付期限　令和　年　月　日

納付場所　日本銀行本店・支店・代理店又は歳入代理店

注意

1　この納付書は、３枚１組となっていますから、３枚とも納付場所に提出してください。

2　納付金額を納付するときは、納付者の住所及び氏名並びに納付金額を明瞭に記入し、納付場所に提出してください。